

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(1) 予防保全型のインフラ老朽化対策の推進(道路分野)

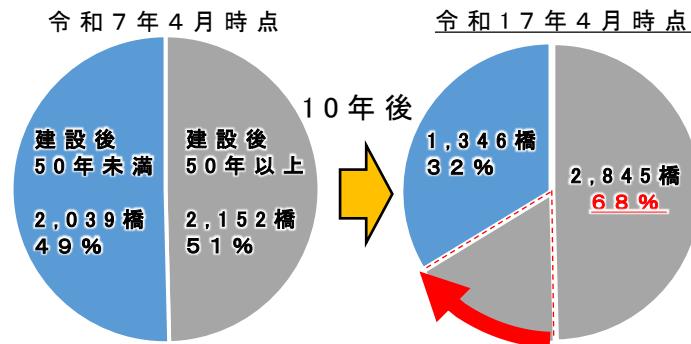
県土整備部
道路管理課 電話2677
道路建設課 電話2630

- 老朽化の進行に起因する事故の発生や機能停止を未然に防止するため、メンテナンスサイクルを着実に実施するとともに、インフラの老朽化対策を推進

(1) メンテナンスサイクルの着実な実施

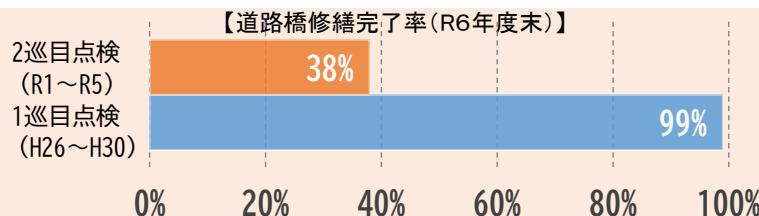
◆ 三重県の管理状況(道路橋)

4,191橋のうち建設後50年を経過する橋梁は全体の約5割を占める。10年後にはこの割合が6割を超える等、急速に老朽化が進展する見込み



- 1巡目点検において、対策が必要と判定された道路橋の修繕がほぼ完了

- 2巡目点検における修繕は、計画的に実施中



(2) インフラの老朽化対策の推進

◆ 点検における新技術の活用

点検時の県民生活への影響を最小限とし、限られた予算・人材で生産性の向上をめざす



◆ 老朽化対策の推進

定期点検により対策が必要と判定された施設で修繕を実施



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(1) 予防保全型のインフラ老朽化対策の推進(流域分野)

県土整備部	電話2679
河川課	電話2697
防災砂防課	電話2690
港湾・海岸課	電話2690

○進行するインフラ老朽化に伴う災害耐力の低下に対応するため、予防保全型メンテナンスへの本格的な転換に向けた計画的・集中的な修繕等によるインフラ老朽化対策を実施

(1) 点検

各管理施設において、劣化・損傷の程度を把握するために定期点検を実施



(2) 各管理施設の修繕

◆河川管理施設



◆砂防関係施設



ダムメンテナンス事業(減勢工改良)



◆海岸保全施設



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(1) 予防保全型のインフラ老朽化対策の推進(下水道)

県土整備部
下水道事業課 電話2725

- 老朽化の進行が見込まれる流域下水道施設について、計画的な点検、調査を行い、必要な改築・更新を実施することにより施設の健全性を維持

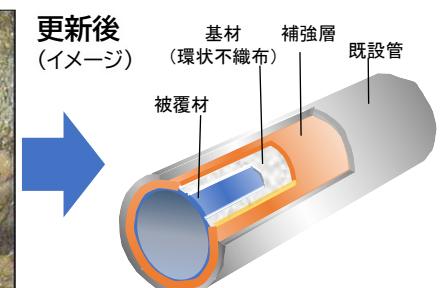
(1) 処理場・ポンプ場の対策

定期的な外観調査や分解調査、内部調査を実施し、状態や使用年数に応じ、改築・更新を実施



(2) 管路・マンホールの対策

全国特別重点調査や定期的な点検、調査の判定結果をふまえ、改築・更新を実施



1 強靭な県土づくりの強力な推進

県土整備部

河川課

電話2679

防災砂防課

電話2697

港湾・海岸課

電話2690

(2) 気候変動をふまえた流域治水の推進

○ 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に備え、事前防災対策を加速化し、流域治水を推進

(1) 河川改修、ダム整備、河川整備計画の見直し

洪水被害から県民の生命と財産を守るため、河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダム整備等の河川管理施設の整備を推進



令和8年度

安濃川、岩田川、員弁川(R8新規)において、
気候変動をふまえた河川整備計画の見直しを推進

(2) 砂防関係施設整備



土砂災害から要配慮者利用施設、避難所、人家、
公共施設等を保全するため、砂防えん堤や急傾斜
地崩壊防止施設等の整備を推進

(3) 海岸保全施設整備



強い台風による高潮や大規模地震による津波が想定されるため、海岸保全施設の高潮対策や堤防を粘り強い構造とする津波対策を推進

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(2) 気候変動をふまえた流域治水の推進

県土整備部
河川課 電話2682

- 緊急浚渫推進事業を活用し、毎年の堆積量を上回る量の撤去を官民で連携して実施

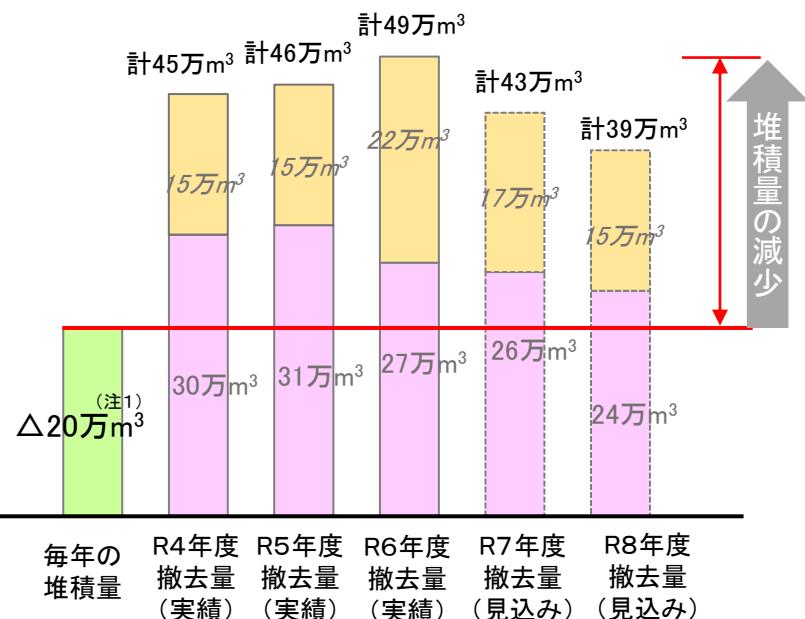
(4) 河川堆積土砂の撤去

◆ 令和8年度 堆積土砂撤去量(見込み)

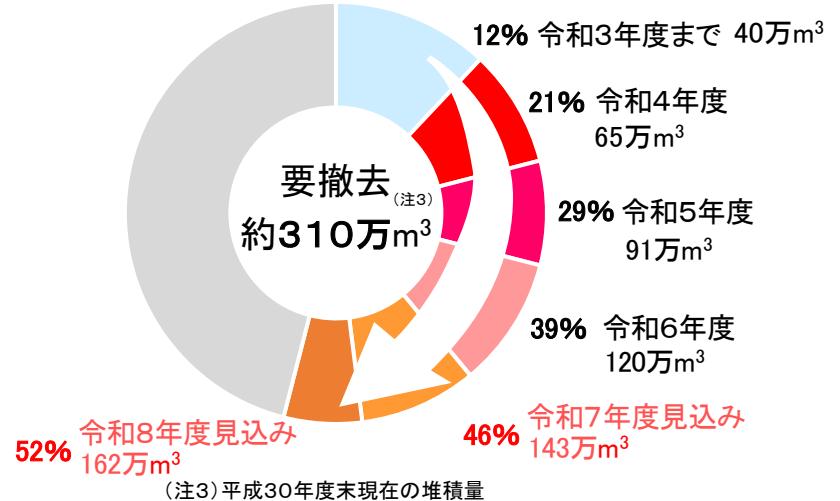
年度	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
撤去量	16万m ³	25万m ³	26万m ³	29万m ³	23万m ³	19万m ³
累積撤去量	40万m ³ ^(注2)	65万m ³	91万m ³	120万m ³	143万m ³	162万m ³

撤去量=各年度撤去量
- 每年の堆積量

民間砂利採取
県河川事業



◆ 堆積土砂撤去の進捗状況



対策例



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(2)気候変動をふまえた流域治水の推進

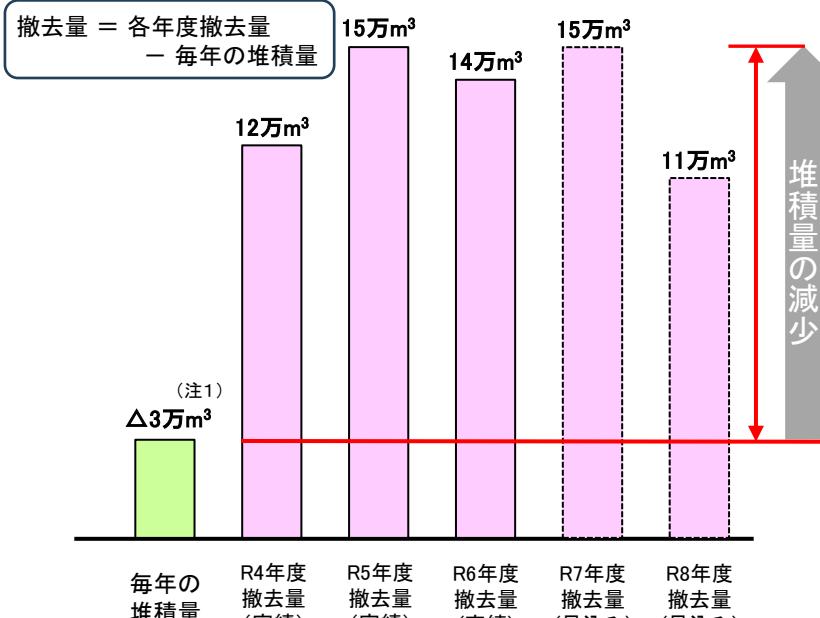
県土整備部
防災砂防課 電話2705

- 緊急浚渫推進事業を活用し、毎年の堆積量を上回る量の撤去を計画的に実施

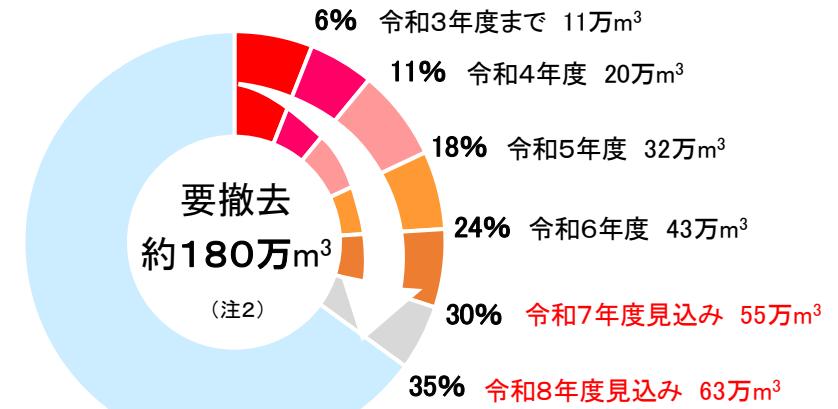
(5)砂防ダム堆積土砂の撤去

◆ 令和8年度 堆積土砂撤去量(見込み)

年度	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
撤去量	11万m ³	9万m ³	12万m ³	11万m ³	12万m ³	8万m ³
累積撤去量	11万m ³	20万m ³	32万m ³	43万m ³	55万m ³	63万m ³



◆ 堆積土砂撤去の進捗状況



(注2):令和2年度までの調査による堆積量

対策例



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(3)住宅耐震化の促進

県土整備部
住宅政策課 電話2720

○ 住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、除却等を支援

現状

- 住宅の耐震化率
(三重県)
89.1% (令和5年)



能登半島地震における住宅被害

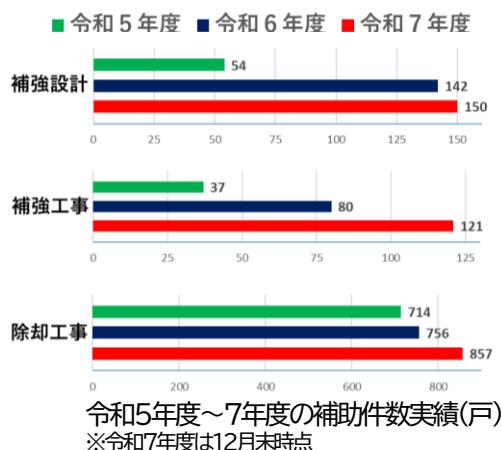
能登半島地震による 「気づき」

- 直接死の多くが建物の倒壊による「圧死」
- 倒壊した家屋等が避難、救助・復旧活動を阻害

人命・財産を守るためにには、住宅の耐震化の促進が必要

住宅耐震化事業補助実績

能登半島地震を 機に耐震化への 関心が高まる



より一層、耐震化を進めるために・・・

■ 拡充した住宅耐震化事業補助金を継続

<耐震診断> R7から増額

- 県内定額自己負担なし

国	県	市町
4.125万円	2.0625万円	2.0625万円

補助金額8.25万円（定額）

<耐震補強工事> R6.6補正で増額

- 工事費270万円(R6中央値)の場合

自己負担	国	県	市町
112.5万円	57.5万円	50万円	50万円

補助金額157.5万円（上限）

R6.6補正で拡充

- ◆ 精密診断法による設計
- 設計費34万円(R6中央値)の場合
補助上乗せ16万円（上限）

自己負担なし	県	市町	県	市町
	8万円	8万円	9万円	9万円

補助金額34万円（上限）

<耐震補強設計>

- ◆ 一般的な設計
- 設計費35万円(R6中央値)の場合

自己負担	県	市町
17万円	9万円	9万円

補助金額18万円（上限）

■ 「耐震性のない空き家」の除却を促進 R8から増額

- 令和8年度から「耐震性のない空き家」の除却補助金の県補助上限額(51,750円／戸)を**10万円／戸に増額**

(イメージ)除却工事費200万円の場合

現行 最大 **20万7千円**

自己負担	国	県	市町
179.3万円	10.35万円	5.175万円	5.175万円

20万7千円

拡充後 最大 **40万円**

自己負担	国	県	市町
160万円	20万円	10万円	10万円

40万円

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(4) 河川・海岸堤防等の耐震化

県土整備部
河川課 電話2679
港湾・海岸課 電話2690

- 地震、津波による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯における堤防や、河口部の大型水門・樋門等の耐震化を推進

(1) 河川・海岸堤防の耐震対策

大規模地震が発生した際に、津波や高潮による浸水被害が長期化するリスクが高い県北部の海拔ゼロメートル地帯において、河川堤防、海岸堤防の耐震対策を推進

河川堤防の耐震対策



(2) 河口部の大型水門・樋門等の耐震対策

大規模地震が発生した際に、門柱等が損傷し、ゲート操作ができない等のリスクがある河口部の大型水門・樋門等について、耐震対策を推進

大型水門の耐震対策



海岸堤防の耐震対策



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(5)「命の道」となる道路の整備

県土整備部
道路企画課 電話3016
道路建設課 電話2630

- 救助・救急活動や人員・物資輸送等を迅速に行うため、災害に強い高規格道路等の整備を推進



1 強靭な県土づくりの強力な推進

(6)緊急輸送道路の機能確保

県土整備部
道路建設課 電話2672
道路管理課 電話2677

- 災害発生時の輸送機能を確保するため、緊急輸送道路における橋の落橋防止や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ防止対策を推進

(1) 橋の落橋防止や倒壊対策



大規模地震の際に、損傷による長期間の通行止めを防ぐため、損傷が限定的なものに留まり速やかに機能回復ができるよう、橋の落橋防止、橋脚補強対策を推進

(3) 道路の土砂崩れ防止対策(法面)



激甚化、頻発化する豪雨や、大規模地震の際に、崖崩れによる道路交通への影響を抑えるため、斜面をコンクリート製の枠等で固定する対策を推進

(2) 洪水で橋が流されない対策



渡河部の橋梁について、豪雨時の洪水や流木の衝撃等による橋の流失を防止するため、架け替えにより橋脚数の少ない構造形式に変更する流失防止対策を推進

(4) 道路の土砂崩れ防止対策(盛土)



能登半島地震では、高盛土で大きな被害が数多く発生したため、高盛土及び地山傾斜地等の水の集まりやすい地形の盛土において対策を推進

1 強靭な県土づくりの強力な推進

県土整備部
建築開発課 電話2752
都市政策課 電話2706

(6)緊急輸送道路の機能確保

- 緊急輸送道路を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化への支援及び無電柱化の推進

(5)避難路沿道建築物の耐震化



令和6年能登半島地震

建築物等の倒壊や倒壊等による道路の閉塞は、死傷者の発生要因になるほか、消火・救助・避難や緊急物資の輸送の障害になるため、避難路沿道建築物の耐震化を促進

耐震診断

国	県	市町	公費負担
1/2	1/4	1/4	100%

国補助金1/2 地方補助金1/2

補強設計

国	県	市町	事業者	公費負担
1/2	1/6	1/6	1/6	83.3%

国補助金1/2 地方補助金1/3

耐震改修

国	県	市町	事業者	公費負担
2/5	1/6	1/6	4/15	73.3%

国補助金2/5 地方補助金1/3

【耐震改修等県内実績】



※国・県は市町への間接補助（補助対象となる経費には限度額あり）
公費負担割合は市町の補助する額によって変動

(6)市街地等の無電柱化の推進

電線類地中化(電線共同溝整備)



都市計画道路外宮常磐線(伊勢市)

電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、道路閉塞を未然に防ぎ、大規模災害時の被害を軽減するとともに、救急救命・復旧活動に必要な交通機能を確保するため、無電柱化を推進

整備前



整備後



令和6年度無電柱化完了

都市計画道路外宮度会橋線(伊勢市)

令和8年度

市街地等の緊急輸送道路5区間で無電柱化を実施

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(7) 道路啓開の迅速化

県土整備部
施設災害対策課 電話2674

- 道路法改正に伴い法定化された道路啓開計画の見直しや災害応急資材の確保を推進

(1) 道路啓開計画の見直し

中部版「くしの歯作戦」

東日本大震災を受けて平成24年度に、沿岸部での津波被害を想定し高速道路等の広域支援ルート(STEP1)や、沿岸部アクセスルート(STEP2)、沿岸沿いルート(STEP3)の道路啓開計画として策定(毎年更新)

道路法の改正

道路啓開計画の策定が法定化(R7.4)

中部道路啓開計画

中部版「くしの歯作戦」を基礎に南海トラフ地震を対象に計画策定(R8.3予定)

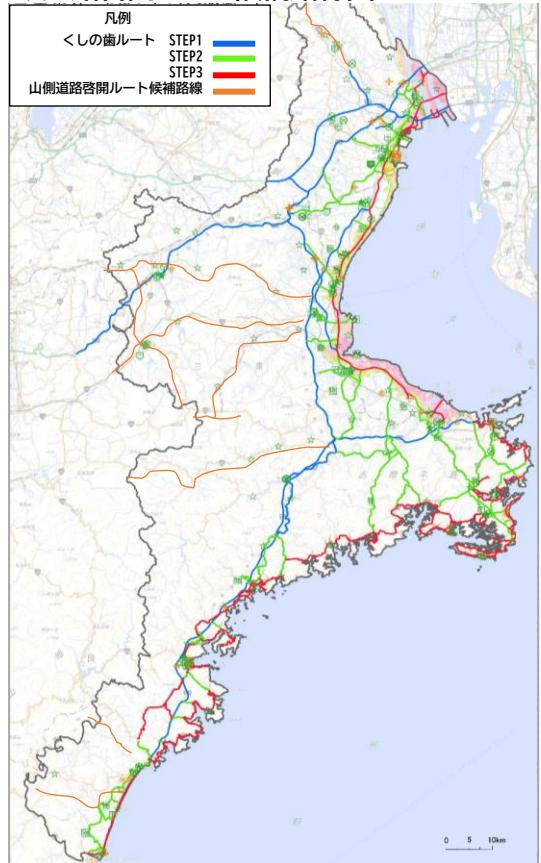
三重県道路啓開計画

直下型地震を対象に計画策定(R9.3予定)

関係機関との連携を強化しより実効性のある計画に定期的に見直し

◆道路啓開ルート候補路線図

凡例
くしの歯ルート STEP1
STEP2
STEP3
山側道路啓開ルート候補路線



(2) 災害応急資材の確保

南海トラフ地震が発生すると
三重県では、くしの歯ルートの
約450橋で橋梁段差が発生する恐れ

段差解消のため大量の碎石が必要

碎石工業組合との協定により優先供給



碎石工場



円滑な資材運搬のため、
組合員の車両の緊急通行車両等の
事前確認手続きの促進



出典:土木学会調査報告書

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(8) 港湾施設の機能確保

県土整備部
港湾・海岸課 電話2691

○ 大規模地震時の海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁等の改修を推進

「三重県地域防災計画」に位置づけのある耐震強化岸壁は8箇所あり、平成23年度までにすべて整備済。防災能力保持のための改修として、令和5年度に長島港耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路を跨ぐ臨港道路(橋梁)の耐震補強を完了。現在、鳥羽港耐震強化岸壁において、現行の耐震基準に適合させるための補強工事を進めており、令和8年度は引き続き進捗を図る。

◆ 大規模地震時の緊急輸送路の確保



耐震強化岸壁位置図



◆ 大規模地震時の港湾機能の確保



緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震補強を実施済
物資輸送機能の向上を図る。

耐震強化岸壁の改修により、大規模地震時の港湾機能を確保

1 強靭な県土づくりの強力な推進

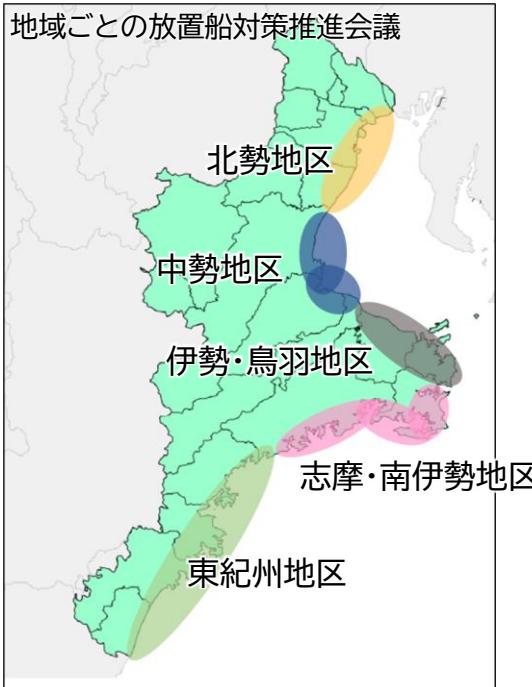
(9)放置船対策

県土整備部
港湾・海岸課 電話2691

- 津波、高潮、洪水等における放置船が要因となる二次被害や油流出による環境等への影響を抑制するため、放置船対策を推進

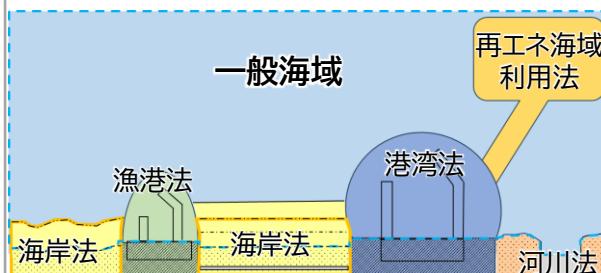
(1) 放置船対策推進会議の設置

広域的、かつ地域の実情をふまえた放置船対策を検討するため、地域ごとに、各水域管理者や関係機関と連携した放置船対策推進会議を設置し、地域全体で放置船の解消や発生抑制をめざす



(2) 一般海域における条例の制定

一般海域においては、放置船に関する法令が整備されていないため、令和8年度中の制定を予定している条例により放置船の解消をめざす



◆「三重県一般海域等管理条例(仮称)」における放置船に関する規定(案)

- 禁止行為
指定された区域に船舶等を放置してはならないことを規定
- 放置船等の措置
所有者の有無にかかわらず、放置された船舶等に対する撤去命令や代執行等を規定
- 罰則
禁止行為等に違反した場合、拘禁刑または罰金刑に処することを規定

(3) 放置船の代執行等による撤去

浜島港の港湾区域内において、令和6年度から令和7年度には30隻の放置船を撤去
令和8年度には7隻の放置船を撤去予定



1 強靭な県土づくりの強力な推進

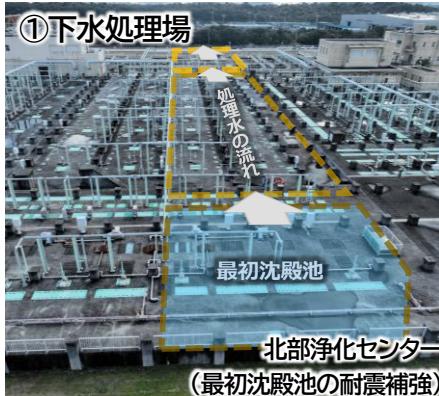
(10)下水道施設の耐震化

県土整備部
下水道事業課 電話2725

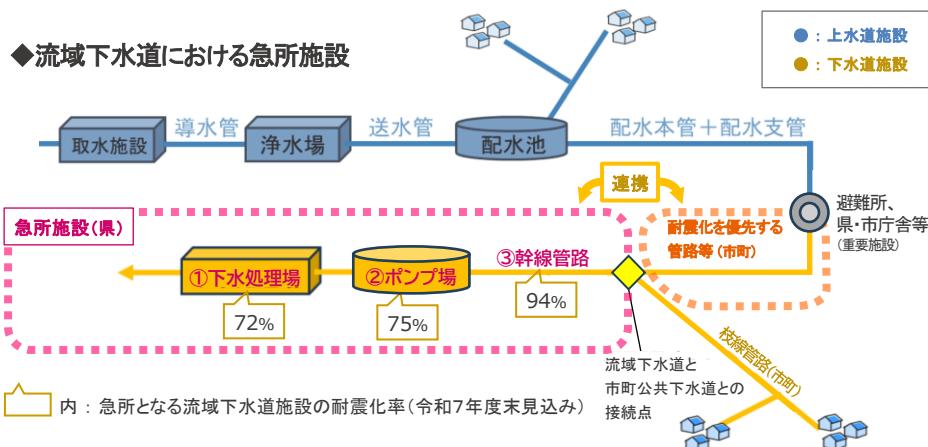
○ 強靭で持続可能な流域下水道を構築するため、地震対策・施設浸水対策を推進

(1) 地震対策

下水道システムの急所となる施設（その施設の機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化等を計画的・集中的に推進



◆流域下水道における急所施設



(2) 施設浸水対策

津波、河川氾濫によって想定される浸水が生じた時でも処理場・ポンプ場の機能が確保できるよう耐水化を推進



宮川净化センター(スクリーンポンプ棟の耐水化)

1 強靭な県土づくりの強力な推進

(11) 大規模災害に備えた災害対応力の向上

県土整備部
施設災害対策課 電話2674

○ 大規模災害に備え、関係機関と連携した実動訓練の充実やデジタル技術の活用を拡大

(1) 実動訓練の充実

実践的な訓練を実施し、災害対応力を向上

◆ 関係機関と連携した実動訓練

建設業団体と連携し、実践的な訓練と情報伝達訓練を実施



◆ 県の排水ポンプ車を活用した操作訓練

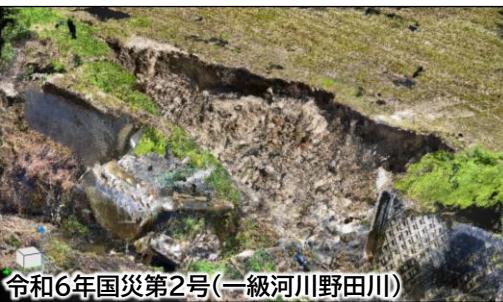


(2) デジタル技術の活用

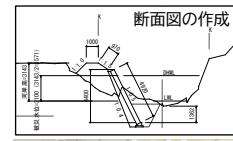
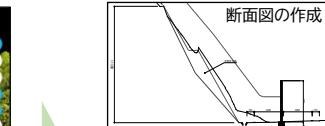
デジタル技術を活用して災害復旧を迅速化

◆ ドローンやスマートフォンの撮影データを3次元点群化

⇒ 図面作成の迅速化や災害査定に利用



◆ タブレットを用いたペーパレス査定の実施



1 強靭な県土づくりの強力な推進

県土整備部	電話2739
道路企画課	電話2675
道路管理課	電話2725
下水道事業課	電話2682
河川課	電話2691
港湾・海岸課	電話2705
防災砂防課	

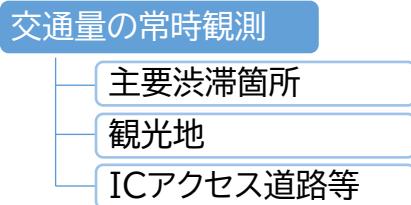
(12) デジタル化の推進

○公共土木施設管理の強化・効率化に向けた道路観測カメラの拡充や、下水道管路台帳のデータベース化の推進、流域分野の各区域図のデータ化・オープン化の推進

(1) 道路等の観測体制の整備

◆道路観測カメラの設置

令和8年度末:100箇所(令和7年度末:91箇所)



(簡易型河川監視カメラ等の設置)

水防活動や住民の適切な避難行動を促すため、簡易型河川監視カメラ等を102箇所に設置し、洪水時のリアルタイムな情報を発信

(2) 下水道管路台帳のデジタル化

◆下水道管路台帳のデータベース化の推進

下水道管路の施設情報や維持管理情報等について、地理情報システム(GIS)を基盤としたデータベースで管理し、業務の効率化を推進



(3) 流域分野等のデジタル化

◆流域分野の各区域図のデータ化・オープン化

河川区域・砂防指定地・海岸保全区域・港湾区域の図面をデータ化・オープン化

誰でもどこからでも
自由に閲覧可能



(各デジタルデータ)

(道路台帳附図のデータ化・オープン化)

令和6～7年度に県内全ての
県管理道路の道路台帳附図を
データ化・オープン化

